

議 第 2 5 号 議 案

日本学術会議任命問題に関する意見書の提出について
日本学術会議任命問題に関する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第
13条の規定により提出します。

令和2年12月10日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

日本学術会議任命問題に関する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に
対して提出するため、この案を提出します。

日本学術会議任命問題に関する意見書

日本学術会議（以下、「学術会議」という。）が新会員として推薦した105人の内6人の任命を菅首相が見送ったことが大きな問題となっている。政府は、「首相が学術会議の推薦どおりに任命する義務はない」との立場をとり任命見送りを正当化している。

日本学術会議法（以下、「日学法」という。）は第17条で「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し……内閣総理大臣に推薦する」と規定し、第7条で「会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と定めている。

会員の選任方法を公選制から推薦制に変えた日学法改定案の審議の際、当時の中曽根康弘首相は「政府が行うのは形式的任命にすぎない」と述べ、それ故に「学問の自由独立というものはあくまで保障される」と強調していた。さらに、「形式的な任命」について、当時の担当大臣は「推薦されたものをそのまま会員として任命する」と明言するなど、法令解釈が定着している。

この任命見送りは、①従来の政府答弁を覆し学術会議が推薦した候補の一部を首相が見送ったこと、②「優れた研究又は業績」が日学法の唯一の推薦基準であるのに「総合的・俯瞰的な立場」という別の基準を持ち込んで任命見送りの理由にしたこと、③任命は「推薦に基づいて」行わなければならないのに首相が推薦名簿を「見ていない」と述べていること、④内閣官房副長官が6人の除外に関わり、学術会議の選考・推薦権、首相の任命権を侵害したことなど幾重にも日学法に違反している。さらに、個人の研究者の自由な研究を阻害するとともに、学術会議という研究者のコミュニティーの自主性・自発性に対する乱暴な介入であり、憲法第23条の「学問の自由」に反する。

よって、富士見市議会は、政府に対し、6人の任命見送りの理由と経過を国民に説明し、違憲・違法な任命見送りを撤回し、直ちに6人を任命するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	菅	義	偉	様
文部科学大臣	萩生田	光	一	様
内閣官房長官	加藤	勝	信	様